

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。
平成30年12月25日

秋田県監査委員 柴田正敏
秋田県監査委員 渡部英治
秋田県監査委員 高橋洋樹
秋田県監査委員 川村和夫
財 179
平成30年11月9日

秋田県監査委員 柴田正敏
秋田県監査委員 渡部英治
秋田県監査委員 高橋洋樹
秋田県監査委員 川村和夫
様

秋田県知事 佐竹敬久

監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成30年10月5日付け監委一427で報告のあったことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

別紙

監査課所名	税務課	監査年月日	平成30年9月5日
<p>(指摘事項) 県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。 また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況) 未収金については、その縮減に向け努力しているところであり、平成30年9月末現在の過年度（平成28年度以前）及び平成29年度の未収金合計額は、前年同期に比べ、15.0%、201,470,138円減の1,140,351,889円となっております。 今後もコンビニ納税や口座振替納税を積極的に広報することにより、滞納事案の発生を未然に防止するとともに、滞納となった事案については滞納整理の早期着手を徹底し、財産の差押え等の厳正な処分の執行により、県税の累積滞納額の縮小に努めていくほか、未納額の約8割を占める個人県民税につきましては、秋田県地方税滞納整理機構及び市町村との連携を強化し、未収金の圧縮を図ってまいります。 また、徴収技術の向上及び人材の育成を図るため、県及び市町村の徴収職員を対象とした研修の充実にも取り組んでまいります。</p>			
監査課所名	文化振興課	監査年月日	平成30年8月30日
<p>(指摘事項) 県庁舎入居団体費用収入等において、収入年度を誤っているものがあるので、今後は適切な処理を行うこと。</p> <p>(措置状況) 収入年度の誤りについては、地方自治法施行令に基づく会計年度所属区分を改めて職員に徹底することにより、定められた時期に納入通知書を発行するなど、適切な事務処理に努めてまいります。</p>			
監査課所名	スポーツ振興課	監査年月日	平成30年8月30日
<p>(指摘事項) 県庁舎入居団体費用収入において、収入年度を誤っているものがあるので、今後は適切な処理を行うこと。</p> <p>(措置状況) 収入年度の誤りについては、地方自治法施行令に基づく会計年度所属区分を改めて職員に徹底することにより、定められた時期に納入通知書を発行するなど、適切な事務処理に努めてまいります。</p>			
監査課所名	地域・家庭福祉課	監査年月日	平成30年8月23日
<p>(指摘事項) 母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。 また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。</p>			

(措置状況)

平成29年度に新たに発生した母子父子寡婦福祉資金貸付金及び児童保護費に係る未収金145,803,490円(現年度分14,317,449円及び過年度分131,486,041円)については、平成30年9月末までに一部納付を含め7,618,182円を回収しております。

未収金の回収及び発生防止に向けては、児童相談所、福祉事務所及び市町村との担当会議によって意識強化と情報共有に努めるほか、文書や家庭訪問等による督促、さらには連帯借受人や連帯保証人に対する働きかけや償還計画の見直し、分割納付の相談等を行っております。

今後も、貸付開始時から利用者に対する制度説明等を丁寧に行い、新たな未収金の発生防止を進めるとともに、事案に応じたきめ細かな相談対応と債権回収強化月間の集中的な取組等、一層の未収金回収に努めてまいります。

また、平成29年度に新たに発生した生活保護費返還金等に係る未収金7,463,265円については、平成30年9月末までに451,660円を回収しており、過年度未収金38,266,041円については、平成30年9月末までに、925,881円を回収しております。

今後とも債務者への納付指導を行うとともに、被保護世帯に対しては収入申告義務や費用返還義務など制度の周知を図り、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。

(指摘事項)

県庁舎入居団体費用収入の徴収金額に誤りがあるので、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切な処理を行うこと。

(措置状況)

社会福祉会館の入居団体の電気使用料金について、指定管理者の算定誤りにより、363,952円が未徴収となっておりましたが、平成30年8月14日に全額が入居団体から完納されております。

今後は同様の誤りが起こらないよう、前年度同月と比較して著しい増減が発生していないかなど、複数の担当者による点検を行ってまいります。

監査課所名	障害福祉課	監査年月日	平成30年8月23日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)

児童保護費負担金に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。
また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

平成29年度に新たに発生した児童保護費負担金に係る未収金358,550円については、債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による働きかけを行っております。

過年度未収金5,191,592円については、平成30年9月末までに102,300円を回収しております。

今後とも、債務者への納付指導を行うとともに、措置決定時等において制度の周知を図るなど、未収金の早期回収及び発生防止に一層努めてまいります。

監査課所名	医務薬事課	監査年月日	平成30年8月23日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)

看護師等修学資金貸付金に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

看護師等修学資金貸付金に係る未収金については、平成29年度に新たに発生した385,000円を含め1,608,618円となっておりますが、一部納付を含め平成30年9月末までに265,000円を回収しております。

今後とも債務者への電話等による働きかけを行い、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。

また、公的医療機関等設備整備基金貸付金に係る過年度未収金72,853,344円については、平成30年9月末までに337,824円を回収しております。

平成12年に民事訴訟法に基づく支払督促申立を行った結果、平成13年に債権差押命令が出され、現在まで債務者の給与から配当金として定期的に払い込みがなされております。

今後とも債権管理を行い、回収に努めてまいります。

監査課所名	医務薬事課医師確保対策室	監査年月日	平成30年8月23日
-------	--------------	-------	------------

(指摘事項)

<p>地域医療従事者医師修学資金等貸付金に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>地域医療従事者医師修学資金等貸付金に係る過年度未収金5,393,600円については、債務者への面会や電話等による働きかけを行い、平成30年9月末までに126,000円を回収しております。</p> <p>今後とも、債務者への電話等による定期的な働きかけを行い、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。</p>			
監査課所名	環境整備課	監査年月日	平成30年8月27日
<p>(指摘事項)</p> <p>能代市の産廃処理場の行政代執行費用に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>また、過年度未収金について、残額が多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>能代市の産廃処理場の行政代執行に係る未収金については、債権管理や原因者への費用請求、督促等を適正に実施することにより、その回収に努めているほか、今後も継続する水処理等の維持管理対策の効率的な実施を図り、新たに発生する行政代執行費用の縮減に努めてまいります。</p> <p>また、過年度未収金については、引き続き債務者の資産調査などを行い、可能な限り回収に努めてまいります。</p>			
監査課所名	農林政策課	監査年月日	平成30年8月29日
<p>(指摘事項)</p> <p>新エネルギー活用型周年農業実証事業補助金の返還金等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>新エネルギー活用型周年農業実証事業補助金の返還金に係る過年度未収金4,032,725円については、平成30年9月末までに600,000円を回収しております。</p> <p>今後も、定期的な面談により、計画的な回収に努めてまいります。</p> <p>また、交通事故示談金に係る過年度未収金287,000円については、平成29年3月2日に受理した誓約書に基づき、平成30年9月末までに30,000円を回収しております。</p> <p>引き続き、電話、文書及び訪問による督促を実施し、回収に努めてまいります。</p>			
監査課所名	農業経済課	監査年月日	平成30年8月29日
<p>(指摘事項)</p> <p>林業・木材産業改善資金貸付金等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>過年度未収金60,430,281円（林業・木材産業改善資金50,024,207円、農業改良資金10,406,074円）については、債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による働きかけを行い、平成30年9月末までに310,000円（林業・木材産業改善資金60,000円、農業改良資金250,000円）を回収しております。</p> <p>また、林業・木材産業改善資金については、2,987,567円を不納欠損処分しております。</p> <p>今後とも債務者への納付指導を行うとともに、新たに未収金が発生しないよう貸付時における審査を適正に行い、未収金の早期回収及びその発生防止に一層努めてまいります。</p>			
監査課所名	農地整備課	監査年月日	平成30年8月29日
<p>(指摘事項)</p> <p>県営農地集積加速化基盤整備事業換地清算金に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>平成29年度に新たに発生した県営農地集積加速化基盤整備事業換地清算金に係る未収金71,454円については、債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による働きかけを行っておりますが、平成30年9月末現在未回収の状況にあります。</p> <p>今後は、滞納処分手続きを進め、未収金の早期回収を図るとともに換地制度の周知を図り、未収金の発生防止に努めてまいります。</p>			
監査課所名	産業政策課	監査年月日	平成30年8月24日
<p>(指摘事項)</p>			

中小企業設備導入助成資金貸付金に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

平成29年度に新たに発生した未収金258,895,643円については、債務者に対して継続的な訪問督促を行い、平成30年9月末までに467,000円を回収しております。

また、債務者からは、直近の決算書を徴し、その財務状況を確認した上で適宜訪問し、経営に関する情報提供、助言、運営診断等を行うことにより、今後の発生防止に努めてまいります。

過年度未収金2,715,559,158円については、一部納付を含め、平成30年9月末までに8,083,000円を回収しております。

今後とも、債務者や連帯保証人に対しては、継続的な訪問により面談を重ね、事業や生活の状況等の把握に努めながら、償還意欲を喚起してまいります。

特に、金融機関における納付に抵抗がある債務者等については、現金取扱員制度を活用した訪問回収により、引き続き定期的な回収を進めてまいります。

また、多額の延滞者は、早急な延滞解消が難しいことから、債務確認書を徴するとともに、償還計画書の提出を求めるなど、償還に対する意識の継続を図りながら、償還の確保に向けて継続的な分納を指導してまいります。

なお、担保処分が有利と考えられる案件には、抵当権の実行も並行して検討してまいります。

(指摘事項)

委託契約において、委託料の請求から支払いまで相当の日数を要しているものが複数あるので、今後は適切な処理を行うこと。

(措置状況)

委託料の支払については、班長及び担当者が相互に委託費チェック票により業務の遂行状況の確認を徹底し、支払い遅延のないよう適切な事務処理に努めております。

監査課所名	産業集積課	監査年月日	平成30年8月24日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)

工業団地開発事業の財産貸付収入に係る過年度未収金について、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

過年度未収金3,574,411円についてであります。今後とも債務者に対して定期的な電話、文書、面談、訪問等を行い、納付計画に遅れが生じないよう回収に一層努めてまいります。

監査課所名	港湾空港課	監査年月日	平成30年8月21日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)

港湾施設内にあった油送施設撤去のための行政代執行費用等に係る過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

行政代執行の過年度未収金14,285,500円につきましては、債務者が所有する不動産に対し、行政代執行法に基づく参加差押処分を行っており、平成30年9月末までに50,000円を回収しております。

港湾施設用地使用料の過年度未収金1,154,000円につきましては、平成30年4月24日に不納欠損処分をしております。

今後も継続して債権の回収に努めてまいります。

監査課所名	建築住宅課	監査年月日	平成30年8月21日
-------	-------	-------	------------

(指摘事項)

県営住宅使用料に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

未収金については、督促に加え、生活保護等の特段の事情がある者を除き誓約書作成により分割弁済を求めるほか、債務弁済契約公正証書を作成するなどしております。

併せて、悪質滞納者に対しては強制執行を検討するなど、滞納原因に応じ、引き続き適正な債権回収に努めてまいります。

<p>さらに、未収金発生防止策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、電話、文書、訪問、呼出面談による督促を励行するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、引き続き滞納の発生防止を図ってまいります。</p> <p>なお、平成29年度新たに発生した県営住宅使用料の未収金2,132,000円については、平成30年9月末までに累計354,600円回収しております。</p> <p>また、過年度未収金20,446,687円については、平成30年9月末までに524,200円回収しております。</p>			
監査課所名	財産活用課	監査年月日	平成30年9月4日
<p>(指摘事項)</p> <p>土地貸付収入に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>平成29年度に新たに発生した土地貸付収入に係る未収金79,182円及び過年度未収金1,256,165円については、債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による働きかけを行っております。</p> <p>今後とも債務者への納付指導を行うとともに、未収金の早期回収及び新たな発生の防止に一層努めてまいります。</p>			
監査課所名	北秋田地域振興局（大館福祉環境部）	監査年月日	平成30年7月27日
<p>(指摘事項)</p> <p>生活保護費返還金等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>平成29年度に新たに発生した生活保護費返還金等に係る未収金3,027,166円については、平成30年9月末までに一部納付を含め455,885円を回収しております。</p> <p>また、過年度未収金8,394,546円については、平成30年9月末までに一部納付を含め702,842円を回収しております。</p> <p>今後とも被保護者への収入申告義務や費用返還義務などの制度の周知を図り、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、発生未収金については、文書による督促のほか電話や訪問等により未納者の生活状況を把握しながら状況に応じた納付指導を行い、未収金の早期回収に一層努めてまいります。</p>			
監査課所名	北秋田地域振興局（建設部）	監査年月日	平成30年7月27日
<p>(指摘事項)</p> <p>県営住宅使用料に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>平成29年度に新たに発生した県営住宅使用料の未収金191,200円については、平成30年9月末までに121,000円を回収しております。</p> <p>今後も、引き続き督促を励行し債権の回収に努めてまいります。</p> <p>また、新たな未収金の発生防止策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、文書、電話、訪問、呼出面談による督促を励行するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、滞納の発生防止を図ってまいります。</p>			
監査課所名	山本地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	平成30年8月16日
<p>(指摘事項)</p> <p>生活保護費返還金等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>平成29年度に新たに発生した生活保護費返還金等に係る未収金3,030,396円については、平成30年9月末までに一部納付を含め129,100円を回収しております。</p> <p>また、過年度未収金19,121,464円については、平成30年9月末までに一部納付を含め392,400円を回収しております。</p> <p>今後とも被保護者への収入申告義務や費用返還義務などの制度の周知を図り、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、発生未収金については、文書による督促のほか電話や訪問等により未納者の生活状況を把握しながら状況に応じた納付指導を行い、未収金の早期回収に一層努めてまいります。</p>			

監査課所名	山本地域振興局（建設部）	監査年月日	平成30年8月16日
<p>(指摘事項)</p> <p>県営住宅使用料に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>平成29年度に新たに発生した県営住宅使用料の未収金144,000円については、平成30年9月末までに5,000円を回収しております。</p> <p>今後も、引き続き督促を励行し債権の回収に努めてまいります。</p> <p>また、新たな未収金の発生防止策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、文書、電話、訪問、呼出面談による督促を励行するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、滞納の発生防止を図ってまいります。</p> <p>過年度未収金1,139,700円については、県営住宅家賃滞納対策事務処理要領に基づき継続的に督促を行っており、分割弁済等により平成30年9月末までに13,000円を回収しております。</p> <p>今後も、弁済計画に遅れが生じないよう督促を励行するとともに、滞納原因に応じて措置を講ずるなど、過年度未収金の計画的な回収に努めてまいります。</p>			
監査課所名	秋田地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	平成30年8月17日
<p>(指摘事項)</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>平成29年度に新たに発生した母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金6,717,448円については、平成30年9月末までに一部納付を含め682,517円を回収しております。</p> <p>また、過年度未収金47,128,269円については、平成30年9月末までに一部納付を含め2,320,412円を回収しております。</p> <p>今後とも貸付決定時における十分な審査及び償還指導等により新たな未収金の発生防止に努めるとともに、発生未収金については、文書による督促のほか電話や訪問等により未納者の生活状況を把握しながら状況に応じた納付指導を行い、未収金の早期回収に一層努めてまいります。</p>			
監査課所名	秋田地域振興局（建設部）	監査年月日	平成30年8月17日
<p>(指摘事項)</p> <p>県営住宅使用料に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>平成29年度に新たに発生した県営住宅使用料の未収金1,020,600円については、平成30年9月末までに181,400円を回収しております。</p> <p>今後も、引き続き督促を励行し債権の回収に努めてまいります。</p> <p>また、新たな未収金の発生予防策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、電話、文書、訪問、呼出面談による督促を励行するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、滞納の発生防止を図ってまいります。</p> <p>過年度未収金17,740,087円については、県営住宅家賃滞納対策事務処理要領に基づき継続的に督促を行っており、分割弁済等により平成30年9月末までに358,000円を回収しております。</p> <p>今後も、弁済計画に遅れが生じないよう督促を励行するとともに、滞納原因に応じて措置を講ずるなど、過年度未収金の計画的な回収に努めてまいります。</p>			
監査課所名	仙北地域振興局（農林部）	監査年月日	平成30年8月16日
<p>(指摘事項)</p> <p>県営農地集積加速化基盤整備事業換地清算金に係る未収金が新たに発生しているので、その回収及び今後の発生防止に努めること。</p> <p>(措置状況)</p> <p>平成29年度に新たに発生した県営農地集積加速化基盤整備事業換地清算金に係る未収金71,454円について</p>			

は、債務者への文書による督促のほか、電話や訪問による働きかけを行っておりますが、平成30年9月末現在未回収の状況にあります。

今後は、滞納処分手続きを進め、未収金の早期回収を図るとともに換地制度の周知を図り、未収金の発生防止に努めてまいります。

(指摘事項)

印紙類受払簿について、物品取扱員及び担当者の押印がないものがあるので、今後は適切な処理を行うこと。

(措置状況)

印紙類受払簿については、物品取扱員及び担当者が印紙類の受入、払出の都度押印することを徹底し、今後は適切に処理してまいります。

監査課所名	平鹿地域振興局（福祉環境部）	監査年月日	平成30年7月27日
-------	----------------	-------	------------

(指摘事項)

母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)

平成29年度に新たに発生した母子父子寡婦福祉資金貸付金等に係る未収金5,766,574円については、平成30年9月末までに一部納付を含め566,739円を回収しております。

また、過年度未収金71,626,824円については、平成30年9月末までに一部納付を含め2,929,278円を回収しております。

今後とも貸付決定時における十分な審査及び償還指導等により新たな未収金の発生防止に努めるとともに、発生未収金については、文書による督促のほか電話や訪問等により未納者の生活状況を把握しながら状況に応じた納付指導を行い、未収金の早期回収に一層努めてまいります。

監査課所名	平鹿地域振興局（農林部）	監査年月日	平成30年7月27日
-------	--------------	-------	------------

(指摘事項)

請負工事及び業務委託に係る地方入札審査会を、委員の過半数の出席がない状態で開催しているものがあるので、今後は規定を遵守すること。

(措置状況)

地方入札審査会については、秋田県建設工事入札制度実施要綱を遵守し委員の過半数の出席を確認し、適切な開催に努めてまいります。

監査課所名	平鹿地域振興局（建設部）	監査年月日	平成30年7月27日
-------	--------------	-------	------------

(指摘事項)

県営住宅使用料に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

(措置状況)

平成29年度に新たに発生した県営住宅使用料の未収金776,200円については、平成30年9月末までに47,200円を回収しております。

今後も、引き続き督促を励行し債権の回収に努めてまいります。

また、新たな未収金の発生防止策として、家賃滞納者及び連帯保証人に対し、文書、電話、訪問、呼出面談による督促を励行するとともに、滞納原因の把握に努め、原因に応じた措置（生活保護や多重債務整理等制度の紹介）を講ずることにより、滞納の発生防止を図ってまいります。

(指摘事項)

宅地建物取引業免許（更新）申請に伴う証紙納付書を受領後、速やかに消印及び証紙収入日計整理表への記載を行わずに保管されていたものがあるので、今後は適切な処理を行うこと。

(措置状況)

申請に伴う証紙納付書を受領後の処理については、文書整理簿と証紙との照合を適切に行う等チェック体制を強化し、再発防止に努めてまいります。

監査課所名	総合県税事務所	監査年月日	平成30年8月17日
-------	---------	-------	------------

(指摘事項)

県税及び県税に付随する税外収入に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。

また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。

(措置状況)			
未収金については、その縮減に向け努力しているところであり、平成30年9月末現在の過年度(平成28年度以前)及び平成29年度の未収金合計額は、前年同期に比べ、15.0%、201,470,138円減の1,140,351,889円となっております。			
今後もコンビニ納税や口座振替納税を積極的に広報することにより、滞納事案の発生を未然に防止するとともに、滞納となった事案については滞納整理の早期着手を徹底し、財産の差押え等の厳正な処分の執行により、県税の累積滞納額の縮減に努めていくほか、未納額の約8割を占める個人県民税につきましては、市町村との情報交換や共同文書催告を実施するなど、市町村と連携した未収金の圧縮を図ってまいります。			
監査課所名	北児童相談所	監査年月日	平成30年6月26日
(指摘事項)			
児童保護費に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。			
また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。			
(措置状況)			
平成29年度から繰越調定した収入未済額4,541,490円(過年度繰越分4,030,900円及び現年度発生分510,590円)については、電話、文書、面接により未収金の回収に取り組んだ結果、平成30年9月末までに4,840円を回収しております。			
また、日々債権保全対策を講じておりますが、やむを得ず消滅時効が完成した債権については、不納欠損処分をするなど、債権整理を行ってまいります。			
監査課所名	中央児童相談所	監査年月日	平成30年4月18日
(指摘事項)			
児童保護費に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。			
また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。			
(措置状況)			
平成29年度から繰越調定した収入未済額16,963,555円(過年度繰越分14,716,615円及び現年度発生分2,246,940円)については、新たに実施した債務者の状況調査を踏まえ、個別に催告することにより未収金の回収に取り組んだ結果、平成30年9月末までに一部納付を含め438,470円を回収しております。			
また、日々債権保全対策を講じておりますが、やむを得ず消滅時効が完成した債権については、不納欠損処分をするなど、債権整理を行ってまいります。			
監査課所名	南児童相談所	監査年月日	平成30年6月26日
(指摘事項)			
児童保護費に係る未収金が新たに発生しているため、その回収及び今後の発生防止に努めること。			
また、過年度未収金について、一部が回収されているものの、残額が多額であり、その回収に一層努めること。			
(措置状況)			
平成29年度から繰越調定した収入未済額6,146,294円(過年度繰越分5,306,144円及び現年度発生分840,150円)については、新たに実施した債務者の状況調査を踏まえ、個別に催告することにより、未収金の回収に取り組んだ結果、平成30年9月末までに一部納付を含め、374,540円を回収しております。			
また、日々債権保全対策を講じておりますが、やむを得ず消滅時効が完成した債権については、不納欠損処分をするなど、債権整理を行ってまいります。			
監査課所名	果樹試験場	監査年月日	平成30年5月10日
(指摘事項)			
委託契約において、最低制限価格の設定を行わないまま競争入札を執行しているものがあるので、再発防止策を講ずるとともに、今後は適切な処理を行うこと。			
(措置状況)			
委託契約の予定価格調書の作成にあたっては、財務規則及び関係通知等の規定により、最低制限価格の設定が必要な競争入札を確認し、予定価格調書様式に最低制限価格の設定が必要な入札事例を明記するなど再発防止策を講じ、職員に改めて徹底しました。			
今後は、適切な事務処理に努めてまいります。			

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県教育委員会教育長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成30年12月25日

秋田県監査委員 柴田正敏
 秋田県監査委員 渡部英治
 秋田県監査委員 高橋洋樹
 秋田県監査委員 川村和夫
 教総 - 1575
 平成30年10月29日

秋田県監査委員 柴田正敏様
 秋田県監査委員 渡部英治様
 秋田県監査委員 高橋洋樹様
 秋田県監査委員 川村和夫様

秋田県教育委員会教育長 米田進

監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成30年10月5日付け監委-427で報告のあったことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

別紙

監査課所名	大館少年自然の家	監査年月日	平成30年4月11日
(指摘事項) 資金前渡した役務費及び公課費において、精算に相当の日数を要しているものがあるので、今後は適切な処理を行うこと。 (措置状況) 今後は、領収書を受領後速やかに精算命令登録を実施し、適切な事務処理に努めてまいります。			
(指摘事項) 委託契約において、正規の手続で契約締結する前に受託業者に作業を行わせているものがあるので、今後は適切な処理を行うこと。 (措置状況) 委託業務契約事務の際は、班員全員で対応するとともに、職員間の連絡を密に行い、契約期間や業務完了確認、委託料支払状況の情報を班内で共有することにより、組織的なチェック体制を確立して、適切な事務処理に努めてまいります。			
監査課所名	本荘高等学校	監査年月日	平成30年6月28日
(指摘事項) 県庁舎入居団体費用収入において、収入年度を誤っているものがあるので、今後は適切な処理を行うこと。 (措置状況) 県庁舎入居団体費用収入の収入年度については、会計年度の取扱について県規則等に十分留意した上で事務処理を行うことを、職員に改めて周知徹底しております。 今後は、複数の職員による確認を強化し、適切な事務処理に努めてまいります。			

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県公安委員会委員長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成30年12月25日

秋田県監査委員 柴田正敏
秋田県監査委員 渡部英治
秋田県監査委員 高橋洋樹
秋田県監査委員 川村和夫
秋公委会第1号
平成30年10月24日

秋田県監査委員 様

秋田県公安委員会委員長

監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成30年10月5日付け監委-427をもって報告のありましたみだしのことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

別紙

監査課所名	警察本部	監査年月日	平成30年8月24日
(指摘事項) 放置違反金に係る未収金が新たに発生しているの、その回収及び今後の発生防止に努めること。			
(措置状況) 平成29年度に発生した放置違反金に係る未収金は、3件37,000円でありましたが、平成30年9月末までに全部を回収しております。			
今後も、訪問や文書による催促及び財産の差押えを実施し未収金の早期徴収に努めるほか、放置車両の使用者に対する車検拒否制度の周知徹底を図り、未収金の発生防止に努めてまいります。			